

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 指摘事項に対する回答一覧表  
(原子炉制御室)

管理番号	日付	指摘事項	ご指摘に対する説明資料, 備考等
237-01	2015/6/11	監視カメラが土石流の監視必要範囲をカバーしていることを説明すること。	対象外 (緊急時対策所, 及びアクセスルート上には, 土石流監視の必要な箇所が存在しないため)
237-02	2015/6/11	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の設置場所等の詳細運用が固まり次第説明すること。	2.4.4 中央制御室待避室 (待避室内の設置場所図示)
237-03	2015/6/11	監視カメラが使えない時の代替設備及び措置(運転員による確認)を明確に説明すること。(濃霧, 土砂降りを想定)	2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 (プラントパラメータによる状況把握と公的情報との総合判断)
237-04	2015/6/11	他号炉の事象進展が異なる場合、中央制御室待避室にとどまる要員で他号炉の対処ができることを説明すること。	2.4.4 中央制御室待避室 (67号炉運転員18名に余裕を持たせた収容設計)
237-05	2015/6/11	6・7号機同時発災を考慮した場合、ベント実施号機以外の号機についても待避室の監視パラメータが必要なものを全て監視できるか確認し説明すること。	2.4.4 中央制御室待避室 (有効性シナリオ上発生するパラメータに対する網羅性) ※今後の技術的能力説明と歩調を合わせ記載事項更新
237-06	2015/6/11	発電所におけるマスクの漏れ測定率の漏れ率を用いても被ばく評価条件の除染係数を満足することを整理して説明すること。	被ばく評価説明資料 添付資料2 2-14 マスクによる防護係数について (全面マスクメーカーの検査結果漏れ率, 並びに装着時のリークチェッカーを用いた反復教育にて説明)
237-07	2015/6/11	RPV健全でMAAP解析を行っているが、Ce類、La類、Sr類が過大評価とならない理由について説明すること。	被ばく評価説明資料 添付資料2 2-3 核分裂生成物の格納容器外への放出割合の設定について (過大評価となるものについて補正を実施)
237-08	2015/6/11	重大事故時のソースターム評価について、MAAP結果を直接用いる場合と補正する場合を考慮した上で被ばく評価上一番厳しいシーケンスを選定していることを説明すること。	被ばく評価説明資料 添付資料2 2-2 事象の選定の考え方について (基本的な事象収束シナリオは代替循環冷却によってベントを実施せず収束させるものであるが、被ばく評価においては当該号炉において代替循環冷却に失敗した場合も想定している。この場合の被ばく評価における基本想定シナリオとして炉心損傷に至るシナリオである大LOCA+ECCS全喪失+SBOシナリオを想定している。)
237-09	2015/6/11	事象進展が他号炉とずれることによってブルーム通過時間が長くなった場合でも被ばく量が基準値を満足するか、または、他号炉と同時に放出されることが被ばくの観点から厳しいかを説明すること。	1.2 設計における想定シナリオ (時間ズレと被ばく評価, 居住設計との関係について整理)
237-10	2015/6/11	値が暫定値となっているものは確定次第説明すること。	確定値を提示
237-11	2015/6/11	風洞実験の平地実験について、模型の縮率等による乱流強度の違いについて説明すること。	対象外 (風洞実験評価を行っていないことによる)
237-12	2015/6/11	風洞実験の平地実験について、データの取り方と気流設定条件との整合性について説明すること。	対象外 (風洞実験評価を行っていないことによる)
237-13	2015/6/11	風洞実験について、学会標準に準拠しているということだけでなく、妥当性の根拠について学会標準の考え方の要点を説明すること。	対象外 (風洞実験評価を行っていないことによる)
237-14	2015/6/11	マスク着用なしの中央制御室滞在時の被ばく評価結果を説明すること。	対象外 (当社は中央制御室滞時にマスク着用を前提としていないことによる)
237-15	2015/6/11	マスクを外した場合の内部被ばくの評価を1時間と仮定しているが、事象発生から7日間の内1時間だけ外すことになるのか、決まり次第説明すること。	対象外 (当社は中央制御室滞時にマスク着用を前提としていないことによる)
224-01	2015/5/12	有効性評価において抽出された物理現象との関係の整理の中で、よう素の化学形態について、個別に説明すること。	被ばく評価説明資料 添付資料2 2-1 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価条件表 (MAAPでは、よう素の化学形態として粒子状よう素のみを考慮している。被ばく評価においては、有機よう素、無機よう素及び粒子状よう素の化学形態について、Reg.Guide1.195の割合を用いて評価を行っている。)

□ :ご説明させて頂くご指摘

■ :ご説明させて頂くもの関連のご指摘

□ :ご説明の対象とはしないご指摘

■ :当社対象外, 既にご説明済みのご指摘